

## 岡山県医療費公費負担制度についてのお知らせ ＜心身障害者(80)・小児(85)・ひとり親家庭等(86)医療費＞

岡山県保健福祉部

平成26年10月以降の岡山県医療費（心身障害者(80)・小児(85)・ひとり親家庭等(86)医療費）公費負担制度の運用につきまして、次のとおりお知らせします。

### ○指定訪問看護に係る医療費の現物給付化

平成26年10月以降、指定訪問看護を受けた受給資格者に対し支給する医療費を次のとおり現物給付化することとしました。

#### (1) 対象となる医療費

指定訪問看護に要した費用（医療保険各法の規定による訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給の対象となる費用に限る。以下同じ。）であって、受給資格者が負担するもの（訪問看護ステーションの基本利用料。以下「利用料」という。）から岡山県医療費公費負担制度（以下「単県医療制度」という。）の一部負担金を控除した額に相当する医療費

- \* 医療保険各法の規定による附加給付金・高額療養費、他法令等の規定による公費負担金があるときは、当該附加給付金等に相当する額を利用料から控除する。
- \* 単県医療制度の一部負担金は、原則として、指定訪問看護に要した費用の1割に相当する額（当該額が同制度の負担上限月額を超えるときは、当該負担上限月額）（小児医療費公費負担制度(85)（津山市の小・中学生の通院区分に係るものを除く。）にあつては、市町村の公費負担により0円）である。
- \* 交通費・おむつ代などの実費及び営業時間外の対応等特別の訪問看護に対する差額費用は、医療保険各法の規定による訪問看護療養費の支給の対象とならないため、単県医療制度による給付の対象外の費用である。

#### (2) 給付方法

- ① 受給資格者が、単県医療制度の受給資格証を提示して指定訪問看護を受けた場合、指定訪問看護事業者は、利用料のうち単県医療制度の一部負担金に相当する額を受給資格者から受領する。
- ② 指定訪問看護事業者は、利用料のうち単県医療制度が負担する医療費に相当する額を、公費併用レセプトにより審査支払機関に請求する。
- ③ 単県医療制度の保険者である市町村は、受給資格者に代わって、当該請求に係る額を審査支払機関を通じて当該指定訪問看護事業者を支払う。

#### (3) 開始年月日

平成26年10月1日

#### (4) その他

- ① 平成26年9月30日までに行われた指定訪問看護に係る医療費の給付については、償還給付によって行う。
- ② 他県の訪問看護ステーションを利用した場合は、償還給付とする。
- ③ 単県医療制度の詳細については、各市町村の条例及び規則の定めるところによる。

○お問い合わせ先

岡山県保健福祉部

【心身障害者医療費に関すること】

障害福祉課 福祉推進班

TEL:086-226-7362 FAX:086-224-6520

【小児医療費に関すること】

健康推進課 母子・歯科保健班

TEL:086-226-7329 FAX:086-225-7283

【ひとり親家庭等医療費に関すること】

子ども未来課 保育・母子班

TEL:086-226-7348 FAX:086-234-5770